

## 医療保険と介護保険との比較(地域に対する加算について)

項 目	医 療 保 険		介 護 保 険		
	A218-2離島加算	入院基本料の減算の特例	特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算(注1)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(注1)
加 算	18点	医療法標準を一定の割合で満たさない場合の減算の割合を緩和	100分の15を加算	100分の10を加算	100分の5を加算
要 件	別に大臣が定める地域に所在する保険医療機関	人口5万人未満の市町村であって、次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域	① 大臣が定める地域に所在する事業所	① 大臣が定める地域に所在する事業所 ② 利用者が少ないなどの基準に適合する事業所	① 大臣が定める地域に居住している利用者に対し ② 通常の実施地域を越えてサービスを提供した場合
1	離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域	○	○	○	○
2	奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島の地域	○	○	○	○
3	小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島の地域	○	○	○	○
4	沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島	○	○	○	○
5	山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村	○	○	○	○
6	豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯	○	○ (注2)	○ (注3)	○
7	辺地に係る公的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地	○	○ (注2)	○ (注3)	○
8	過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域	○	○ (注2)	○ (注3)	○
9	半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域	○	○	○ (注3)	○
10	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域	○	○	○ (注3)	○

注1) 平成21年度介護報酬改定において創設されたもの。

注2) 当該地域のうち、サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定める地域に限る。

注3) 特別地域加算対象地域等を除く。

注4) 医療保険においては、移動費用は報酬に含まれておらず、患者から別途実費徴収できるが、介護保険においては、基本的に移動費用は報酬に含まれており、患者からの実費徴収はできない。